

令和6年第2回山北町議会定例会の経過（6月11日）

議

長

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

（午前9時00分）

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、前日に引き続き、一般質問を行います。

通告順位7番、議席番号7番、富田陽子議員。

7 番 富 田

受付番号第7号、質問議員7番、富田陽子です。

件名、「子どもの居場所の拡充を」。

ぐみの木近隣公園にスケートパークがオープンするなど、子どもが過ごせる公園環境は充実してきている。一方、子ども議会でも声が挙がったように、雨の日においても自由に遊べる空間や、休日でも過ごせる室内の空間が少ない。子どもの「孤立」や、「孤育て」とならないよう安心して遊べる場を増やし、地域全体で子育てを支え見守っていくことが今まで以上に必要と思うことから、以下の質問をする。

1. 子育て支援センターの休日開館日を増やしたらどうか。

2. 基本的に児童館（屋内）は予約制であることから、子どもが自由に遊ぶことが難しい。平日の放課後や休日に施設を開放するなど、児童館の在り方を見直してはどうか。

3. 新たに建設予定の体育施設に子どもの居場所は確保されているのか。

4. 民間を主体とした、子どもや親子が集うことができる居場所を増やすなど、支援体制を整える考えは。

以上。

議

長

答弁願います。

町長。

町

長

それでは、富田陽子議員から「子どもの居場所の拡充を」についての御質問をいただきました。

初めに、1点目の御質問の「子育て支援センターの休日開館日を増やしたらどうか」についてであります。子育て支援センターは、子育てアドバイ

ザー2名を配置して、子育てに関する悩み事の相談や子育てのアドバイス、子育てサークルの活動支援を行っており、子育て世代が気軽に立ち寄れるフリースペースとして、また、子育て世代の交流や情報交換の場として幅広く利用されています。利用者は町内の方のみならず、町外の方が約2割を占めております。

開館日は、年間で約250日、平日の月曜日から金曜日と、休日は毎月1回、第1週目の土曜日に開館しております。

利用者数は、平成26年度には延べ1万3,800人でしたが、近隣市町で子育て支援センターが順次設置されることが影響しまして、平成30年度には延べ9,700人となりました。その後、新型コロナウイルス感染症における利用制限により、令和3年度には延べ4,800人まで落ち込みましたが、令和5年度は延べ5,800人と増加傾向にあります。

利用者の方から「土曜日の開所日数を増やしてほしい」という御意見を少なからずいただいております。子育て世代の居場所と子育て支援の場の充実を図るために、今年度実施する「子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査」に併せて、より多くの子育て世代のニーズを把握させていただき、御意見や御要望を踏まえて、休日の開所日数を検討してまいります。

次に、2点目の御質問の「基本的に児童館（屋内）は予約制であることから、子どもが自由に遊ぶことが難しい。平日の放課後や休日に施設を開放するなど、児童館の在り方を見直してはどうか」についてであります。現在、当町の三つの児童館のうち、山北第2児童館と向原児童館は指定管理者として連合自治会が管理をしており、山北児童館は生涯学習課が管理しています。利用する場合は、各館の管理者が定める方法で事前に予約が必要です。現状では、地域の会合や各種団体に利用いただいております。

児童館は、児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、情操を豊かにする場という目的があり、昭和40年代から50年代にかけて、高度経済成長を背景とする子どもの事故の多発や留守家庭児童の増加により、全国で急増してきました。

その目的からも、室内で子どもが自由に遊べるような場所であれば望ましいとは思いますが、安全面や施設管理、防犯上の問題を鑑みますと、子ども

のみでの施設内の開放利用は、現状においては難しいと考えております。

また、施設の再整備や統合も視野に入れ、児童館の今後の在り方を検討する必要があると考えておりますので、当面は、新たに建築する体育施設への利用促進に努めてまいります。

次に、3点目の御質問の「新たに建設予定の体育施設に子どもの居場所は確保されているか」についてであります。体育施設では、基本方針に基づき武道やダンスなどの軽スポーツのほか、会議やコミュニティを図れる場所として、常駐の管理者を置き、基本的には予約が入っていなければ、誰でも自由に御利用いただける施設にしたいと考えております。

施設の運営や管理体制などにつきましては、よりよい活用方法や子どもの居場所づくりに資するために、保護者やスポーツ団体、自治会など幅広い方々による委員会を立ち上げ、検討してまいります。

次に、4点目の御質問の「民間を主体とした、子どもや親子が集うことができる居場所を増やすなど、支援体制を整える考えは」についてであります。町では、様々な団体やNPO法人とともに、放課後子ども教室やサマースクールをはじめとした子ども参加型のイベントを行っております。

また、総合型地域スポーツクラブとして積極的に子どもを対象とした活動を行っている団体もあります。

さらに、生涯学習活動の推進を図るため、教養を高めるための講座・教室などの開催や学習成果の発表会、地域の人々の交流を促進する活動など、生涯学習活動のモデルとなるような事業を行う団体に対し、助成金を交付しています。

今後も子どもや親子が集い、その結果、居場所につながるような活動を積極的に行ってもらえる団体が増えればよいと考えておりますので、その活動を民間と町が連携・協働して取り組むことができるよう、周知を図るとともに支援体制に力を入れていきたいと考えております。

議長 富田陽子議員。

7 番 富 田 それでは、再質問させていただきます。

まずは再質問の前に、要旨にも書きましたスケートパークですが、子どもたちの声を聞き、迅速に形にさせていただいたこと、本当に感謝申し上げます。

まず1番の子育て支援センター休日開館日を増やしてはどうかという質問ですが、最近移住してこられた2人の未就学児を持つお母さんからこんな声がありました。土曜日、旦那さんが仕事のためワンオペで、雨だと家の中で子どもが持て余してしまい、子育て支援センターへ行きたいが、山北の支援センターは閉まっており、土日休日に開いている南足柄市の支援センターへ行ったら定員が20組と決められており、満員で入れなかったということでした。休日に、特に雨の日どこかで遊ばせられる場所はないのかというふうに言われました。特にそこに遊具がなくてもいいから、子どもが室内で走り回れる場所はないか、そういう場所が欲しいという声を聞きました。

晴れだと外へ公園へ連れ出せる場所というのがあると思うんですけど、雨だと連れていく場所がないという声を、そのお母さんだけじゃなくて、よく聞きます。町にもこういった声は届いているのでしょうか。

議 長
教 育 長

教育長。

お答えいたします。

今の部分ですね。休日の土曜日、雨天のときに施設として利用というのは、ちょっと私自身はまだつかんではおりませんけれども、今富田議員が言われたとおり、子どもたち、特に未就学のお子さんであるとか、小さいお子さんであっても、1歳を過ぎれば歩き出しをしたり、動き出しもあると思います。そういう中で、家庭の中だけということの中では、遊び場という部分では、何らかの形を考えていかなければいけないなということは、私自身も感じております。

議 長
福 祉 課 長

福祉課長。

補足をさせていただきます。

支援センターの利用者の方ですが、毎月月報という形で報告書、当日にあった相談事であるとか、お母様方の御家庭での悩み、つづったものが毎月役場のほうに行きまして。その中では、やはり土曜日に開設していただきたいとか、雨の日に行く場所がないからというお声は少なからずいただいています。

議 長
7 番 富 田

富田陽子議員。

子育て支援センター、近隣の市町の開館状況を見てみますと、中井、大井

は平日のみの開館、松田は平日と第4土曜日の開館、そして開成は平日と土曜日の午前中の開館、南足柄は年末年始以外は全て開館しているという状況です。

開成の子育て支援センターの方に聞き取りを行ったところ、これまで土曜日というのは月2回の開館だったそうなんですけれども、ニーズが多かったために、昨年から毎週に開館日を増やしたそうです。

土曜日というのは、いつも子育てをメインでやってるお母さんを休んでもらうという目的もあって、お父さんが子どもを連れて子育て支援センターを利用しているという方が多いという声を聞きました。ふだん子どもを見てないお父さんが、子ども2人を連れて遊ばせるというのが苦手な方もいらっしゃるということで、そういう方は支援センターの職員に助けをもらいながら、そこで子どもを見守っているというそういった声がある、そういったニーズがあるというふうに聞いています。

南足柄ですけれども、南足柄も子育て支援センター、聞き取りを行ったところ、ここら辺では土曜日・日曜・祝日開いてるのは南足柄市だけなので、結構休日にいろんな町からも来るとおっしゃってました。特に雨の日の午前中の利用というのが最も多いというふうに言っています。山北からも来られる方が結構いらっしゃるというふうに言われていました。日曜日・祝日というのは、ほかの場所も閉まっているのが多いので、来る方が多いと言われていまして、私も日曜日に利用してみたんですけれども、ほぼ定員20組というのが埋まっている状態で、子育て支援センターはかなりにぎわっていました。

そういうことを考えると、休日のニーズというのは高いんじゃないかなと思われるんですけれども、具体的に検討というのはニーズ調査をした後に検討していただけるということなんでしょうか。

議 長

福祉課長。

福 祉 課 長

まず前段なんですけれども、議員御指摘のとおり、南足柄市さん、土日、休日開所するようになりまして、大分利用率が伸びております。平成30年のコロナ前の5,000人程度から、今2万7,000人と3万人に近い数字になっております。

山北町の状況なんですけれども、平日がコロナで大分落ち込みましたが、5

年度につきましては5,800人台という形で、若干の回復傾向にはございます。特に土曜日については、やはり平日よりも若干利用率が高くて、かつ、こちら町内と町外の割合が約半分ずつということで、町外の方がやはりほかのところでやっていないということで、山北町のほうで大分利用されているようです。

検討につきましては、やはり若干お声はいただいておりますが、より多くの方のニーズを伺いたいということと、ちょうど今年、子ども・子育て支援計画の改定で、小学生、それから未就学の全世帯に御意見を伺う機会がございますので、そこの中できちんとセンターの利用状況であるとか、実際のニーズ、多くの声を集めた中で、会議体の中で決定させていただきたいと考えております。

議長 富田陽子議員。

7 番 富 田 ぜひ声を聞いて、声が多ければ反映していただきたいなと思います。

私が山北支援センターのよさというのは、他町からもかなり来られてるということですけれども、まず広くて、きれいで、床暖房で暖かいというのも一つ大きな理由だと思います。そして、上の子が小学生の場合に、中に、一緒に支援センターの中に入れるというのも、ほかの支援センターだとそれができないということで、上の子がお休みのときに一緒に子どもを、例えば夏休みですとか、春休みとか、下の子と上の小学生と一緒に連れていくことができるというところも利点の一つだと思います。

あと、一番いいなと思うところは、立地条件がいいところではないかなと考えます。駐車場もありますし、駅もすぐそば、そして鉄道公園もありますので、もし休日も開館していただけますと、ある休日の過ごし方として、雨が降ってる、降ってないもあるんですけども、例えば午前中に支援センターで子どもと遊んで、健康福祉センターの中にもしびショップがありますので、そこでお昼を食べることができます。午後は鉄道公園で遊ばせて、最後はさくらの湯に入って、プールも遊べるし、汗を流して帰ることができる。そうすると、子どもを連れてあの中だけで1日過ごすことができると思うんですね。そういった拠点が一つにまとまることで、荷物が多い、ベビーカーだったり、かなり移動が大変なことが多いので、そういうふうにぎゅっと凝

議
町

長
長

縮して遊ばせられると、かなり保護者としてはありがたい場所になるんじゃないかなと思うんですけども、そこら辺、町長はどうお考えでしょうか。

町長。

私も山北の子育て支援センターは、かつてほかのところがあまりやってなかったときに町外の人も来て、今言うように鉄道公園もあるし、お風呂もあるし、プールもあるしというようなことで、非常にいいところだなというふうに思っております。

私も孫と一緒に豊島区の支援センターに二度ほど行ったことがあります。あれだけ大きな東京都でやってるようなところですから、うちの何倍もすごいかなと思ったら、大したものなかったです。山北のほう支援センターはなかなかレベルが高いな。かなり前ですけど、そういうふうに思いました。

それで基本的な考えとしては、まず雨の日を除いて、子どもたちが何とかできるようにということで、数年前から公園のほうを、ぐみの木公園もそうですけど、相当毎年毎年手を入れて、ほかの公園も丸山の公園であるとか、街区公園とか様々なところを手を入れて、晴れてる日はかなり大勢のお子さんが来てる。しかし雨については、子ども議会でも言われましたけども、雨の日にそういった遊べる場所がないということで、今度の体育施設をそのように使えるようにしたいなというふうに考えております。

児童館が三つあるわけですけども、現実的には昭和40年代ぐらいにみんな造ったわけですけど、現実的に子どもの数がすごく少なくなって、なかなかそのところをフリースペースというか、入れるというのはなかなか難しいというふうに思っていますので、やはり今現在、小さなお子さんについては支援センターと、そして今度つくる体育施設のほうで何とか対応できないかというふうに考えておりますので。それについて、休日についてもどのような方法がいいのか、一番。ただ増やすという選択肢なのか、あるいは、どこかとひっくり返して、例えば平日でも月に何回か休館にして、その代わりに土曜日とか何かを増やすというような方法もあるんじゃないかなというふうに思ってますので、それは利用者の方にお聞きしながら、できるだけ休館日を減らして、休館しない日を、開館を増やしていきたいというふうに考えております。

議長 富田陽子議員。

7 番 富 田 今児童館や体育施設の話も聞けましたので、2番目の児童館の在り方について、質問させていただきます。

児童館は、本来は子どもの居場所であったはずなんですけれども、現在は予約が必要で、地域の会合とか各種団体が利用しているという状態なんですけれども、自分自身の子ども時代を振り返ってみても、児童館にはかなりお世話になった思い出があります。友達と遊ぶ約束をしていなくても、児童館に行ったら、誰かしら友達、誰かがいて一緒にそこで遊べたりとか、そういう友達がいなくても、音楽室、図書室、木工室とかあって、学年が違う子と交流ができる場であったり、そういった場所でした。

この回答にもあります、留守家庭児童の増加により、全国で児童館が急増してきたということですが、留守家庭の児童というのは、共働きが増える現在もどんどん急増していると思うんですが、山北では、いつから、そしてなぜ児童館というのが今のような利用の仕方になったのか、もし分かる範囲でいいので教えてください。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 お答えいたします。

富田議員のほうから、今児童館のいつからこのような、今貸館という形になっておりまして、本来の児童館の在り方というのは、やはり子どもが置かれている状況や環境に影響されなく、自由に来館していただいて学習する、あとは遊びを行うというところで、児童福祉法に基づいて設置されるものだと思います。

条例、それから規則のほうを確認させていただいたところ、山北児童館におきましては、昭和55年の10月にオープンしております。44年が経過しております。山北第2児童館につきましては、昭和62年、向原児童館については、平成元年にオープンしております。

そのときに定めた規則を確認すると、そのときから、定めたときから利用の承認を受けて、申請書を出していただいて、それを許可するというような規則になっておりますので。この規則、山北児童館のほうは、オープンが昭和55年でございますが、昭和63年にできてる規則でございます。なので、そ

の間についてはちょっと分かりかねるところではありますが、63年のオープン当時から、こういった貸館での利用という形にはなっていたのではないかと考えております。

以上です。

議 長 富田陽子議員。

7 番 富 田 その当時の状況が、かなり30年、40年近く前のことなので、分かりかねるかとは思いますが、そういう貸館の利用に55年から63年の間に変わったというのは、子どもの数が減ったのか、利用されなくなったのか、もし分かる範囲でいいので教えていただければと思います。

議 長 町長。

町 長 私も想像ですけども、基本的には、その後もそうでしたけど、皆さんが集会所が欲しいというんですよ、集まる場所、いろいろな地域で。そうすると、数年前でしたら、例えばお年寄りの高齢者いきいきセンターとか、下本村のコミュニティセンターとか、つまり集会所がもともと欲しいんだけど、持ってこれる補助金があるかということが一番その当時は大きな問題じゃなかったかなというふうに。

もちろん、子どもを遊ばせるということもメインですからあれですけども。基本的に私が思うには、おそらくどうやってつくろうかというようなことから、そういうことが起きたのではないかなというふうに思っております。

議 長 富田陽子議員。

7 番 富 田 そういうやっぱり大人の都合で、どんどん子どもの居場所というのが少なくなってきたのではないかなというふうに推測されるんですけども、昨年、福祉教育常任委員会では、栃木県の高根沢町というところに視察に行ってもらって、児童館運営について話を伺ってきました。

そこは、赤ちゃんからお年寄りまで、誰でも年末年始以外は開館していて、誰でもどんなふうにも過ごることができるという場所でした。年間を通して、ただ開館してるだけじゃなくて、カリキュラムも実施されていて、休日になると町外からの利用もかなり多く、児童館本来の機能が発揮されていて、子どもたちが伸び伸びと過ごることができる優しい施設という印象でした。

山北の児童館も回答では、体育施設のほうへ利用促進に努めてまいります

ということで、児童館の使い方に戻すというのには後ろ向きな回答だったと思うんですけども、そこは当時の集会所としての機能というのがやっぱり必要だということで、難しいんでしょうか。

議 長 教育長。

教 育 長 大変申し訳ございません。私自身、ちょっと勉強不足で申し訳ないんですが、今の児童館自体が、まだ、私自身も山北町の中でも清水の方面なので、その辺の設置がなくて、公民館、そういうものがあったわけですね。

自分自身が子どもの頃を振り返りますと、公民館の利用というのは、当時の子ども会であるとか、何か親といないからという形の利用は一切、やっぱり当時からできなかったと思います。

ただ、今言ったように、子ども会であるとか、何か大人の方が参加する中で施設の利用ができて、そういうときの中でできない場合にはどうしたのかというと、多分自分の自宅か、または友達の家、そういうところの扱いだったと思います。

今言われました児童館の有無ですけども、確かに当初のとおり集会所、そういう利用が多かったのかもしれませんが、本来子どもたちの利用というものも、当然名前のとおり児童館ですので、考えなければいけない。

ただ、これについても全ての施設がそのまま利用という形の中ではなくて、代わりになるもの、この間の子ども議会の子どもたちからの要望ということの中で、それに代わる施設ということで、この後質問があるかと思いますが、代替体育館の利用であるとか、そういうものも含めて、町としては考えているところでございます。

議 長 富田陽子議員。

7 番 富 田 そうしますと、今山北にある三つの児童館は、今までどおりの使い方で、体育施設を子どもたちの居場所のほうへシフトしていきたいというお考えでしたので、体育施設のほうの質問に移らせていただきたいと思いますけども、この回答の中では、基本的に予約が入ってなければ、誰でも自由に利用できる施設にしたいというふうな回答でしたけれども、子どもたちが過ごせるような具体的な案というのは考えていらっしゃるでしょうか。

議 長 教育長。

教 育 長 お答えいたします。

今新しい体育施設の利用ということの中で話がありましたけれども、前に全員協議会の中でお話、説明等もさせていただいたかと思いますが、そのときの質問でも、どのような利用方法であるとか、管理方法、使用料、そういうところの中で、これから徹底していくということでお話しをさせていただいたかと思います。

その部分については町だけではなくて、自治会であるとか、スポーツ団体、それから学校や園の保護者の皆さん方、そういう方や、さらに議会からもまた福祉常任委員会で富田議員のほうも来ていただきながら管理運営検討委員会を立ち上げて、意見を聞きながら決定していきたいというふうに考えております。

議 長 富田陽子議員。

7 番 富 田 この施設の運営ですけれども、施設のコンセプトとして、検討委員会の段階から地域コミュニティの場となり得る施設、子育ての一端を担う憩いの施設というものが含まれていたかと思いますので、検討、これから話し合う協議会の中でも、しっかりと中身を充実させていくような話合いになっていくといいなと思うんですけれども。児童館が使えなかったとすると、やっぱり子どもたちが自由に過ごすことができる場所というのが本来のといえますか、子ども議会の子どもたちの声に応えるような形になるかと思うんですけれども、児童館を利用していた団体ですとか、ほかの生涯学習センターとか、健康福祉センターで、ダンスとかそういうことをやっていた団体が体育施設の利用に切り替わるんじゃないか。

もしくは、近隣の市町のスポーツ団体の利用というのもできてくる、増えてくるのではないかなと思うんですけれども、そうすると、子どもたちがそこで過ごす時間というのが限られてしまうのではないかなと危惧されるんですけれども、そこら辺の場所ですとか、時間の使い分けとか、そういうのはどういうふうにお考えになっていますか。

議 長 教育長。

教 育 長 お答えいたします。

今の代替施設、体育館、体育施設の利用というところの部分だけでなく、

今言った、先ほども話があったように、子どもたちの居場所というところでは、雨天という部分を限定するとなると狭まってくる。当然、そういう屋内施設ということの利用になるかと思いますが、天候がいい場合、そういう場合には幅広い施設、または場所があろうかと思います。

ただ、今議員が言われたように、町としてというか、私自身としても考えていることは、先ほども申しましたとおり、子ども議会でもやはり子どもたちのあれだけ要望があった居場所、遊び場としての利用を、その施設についても利用はさせてあげたい、その辺は変わりません。

ただ、今言われたように、それまで使っていた体育施設としての利用団体も、これもあるわけで、そちらの方々の部分での施設の利用ということは考えていきたいと思います。

ただ、そういう部分で子どもを見守る場所としてスペース的には幾つかありますので、その中ですみ分けであるとか、使い分け、ただ予約の部分が入ったときには、ごめんなさいというところになっちゃうかもしれませんが、できるだけ利用ができるとき、空いているときには使っていただくように考えたいと思います。

以上です。

議長 富田陽子議員。

7 番 富 田 本当でしたら児童館に代わるものとして、いつでも子どもたちのためにスペースが確保されていたらいいなと思うんですけども。

一つ、参考例として、先ほど南足柄の支援センターの例を挙げさせてもらったんですけども、南足柄の支援センターの隣のところに、小中学生が過ごせる場所というのが確保されています。そこについても施設長に話を伺ったところ、開設当時は全然子どもたち来なかったんですけども、椅子とテーブルを設置して、市の職員からおもちゃやカードゲーム、そしてボードゲームというのを寄附で集めて、それを貸し出ししたところ利用が増えて、現在は放課後や休日に集まって、みんなで勉強したりとか、遊んだりという子どもが現在、月600人の利用があるということです。試験前は結構試験の勉強をしている子どもが多いということです。

そのいいなと思ったところは、開設当時の5年生が、その場所の使

うルールというのを自分たちで話し合って決めてまして、それが貼ってありました。そこには、小さい子には優しくするとか、ボールは使わないとか、ちゃんと子どもたちが話し合って決めたルールなので、大人がしなさいというものではないので、ちゃんと子どもたち、そのルールを今でも守ってるということでした。

なので、体育施設も子ども議会の声に応える形である場所であるならば、いま一度、子どもたちにどういった場所がいいのか、どういった場所だったら過ごしやすいのかということを話し合ったり、意見を出してもらうという機会が必要なんではないかなと思うんですけども、そこら辺はいかがでしょうか。

議 長 教育長。

教 育 長 ありがとうございます。

今の富田議員の御意見ですけれども、確かに利用する子どもたちの、やはり考え、今言われたのは、非常に大変大事なところだと思います。というのは、自分たちでルールを決めるということが非常に利用するときの大事なポイントであって、事前にこれからの使い方を検討していく中で、子どもたちの意見というのも、ぜひ学校や園のほうに投げかけながら積み上げていきたいなというふうに私は思います。

議 長 富田陽子議員。

7 番 富 田 ぜひ子どもたちの声を形にさせていただけたらと思います。

今回は遊ぶということは遊び場ということがメインで、子どもの居場所ということで質問させてもらっていますけれども、居場所といいますと、ちょっと学校へ行きづらいという子も安心して過ごすことができる場所であってほしいなというふうに思っています。学校や家のほかに過ごす場所の選択肢というのが、この町内に増えていったらいいんじゃないかなと、そういうふうに考えます。

全国的には不登校の子どもが増えていると言われてはいますが、今日はちょっと学校へ行くのは難しいなという子が、例えばふらっと日中体育施設に寄っても、温かくそこにいる方が見守ってくれるようなそういう場所でもあってほしいと思うんですけども、そこら辺はどうお考えでし

ようか。

議 長
教 育 長

教育長。

ひきこもりだとか、不登校、これについては実際に山北町町内でも何名か、なかなか学校に行けないというお子さんがいるということは聞いております。

そういう中で、一つは、学校以外の場所としては生涯学習センターにあります適応指導教室であるとか、またはそういう以外のところですけども、やはり子どもたちの中で、その子ども子ども一人一人が違いますので、そちらのほうで頑張れる子もいれば、学校の中のそういう別の部屋で、別室登校というんですか、そういうところでの利用もあります。

ただ、それ以外の場所となりますと、さらに広げていくとなると、近隣ではそういう施設、町内にも例えば山北の共和地区のほう、くだかけであるとか一心寮であるとか、そういうところもございますけれども、その子たちがそこに行くかどうかというのは、これ分からないわけで。ただ、今言ったような中で、やはり子どもたちの中でそういう場所を選んだときに、そこに理解する部分がなければ当然いけませんし、必ず行くとも限りませんので、そのところも、またなかなか何とも言えないところがあるんですが、ただ一つとして、その利用ですね。そういう場所が利用できないというわけではないとは考えております。

議 長
7 番 富 田

富田陽子議員。

この体育施設、常勤の管理者を常に置かれるということですので、そこら辺の学習のサポートとか、そこまでは、相談とかまでは乗れないかもしれないんですけども、一つの居場所の選択肢として、ここがなるといいのかなというふうに考えます。

あと、さらに山北町、学区が広いですし、今子どもが少なく、近所の子どもたちと近所だけで遊ぶということがなかなか難しいと思うんですね。特に三保・清水・共和の子どもたちというのは、なかなか自分たちの足で、ほかの友達のところへ遊びに行くというのが難しいというふうに思います。やっぱりそこには親の送り迎えというのがないと、子ども自身も遊びに行きたい場所に、会いたい友達に会いに行けないというのが現状だと思うんですね。

そう考えたときに、駅周辺に拠点が一つ、子どもたちが過ごす場所があれ

ば、学童ももちろんありますけれども、学童とは別にそういうふうにご過ごす場所がありますと、子どもたちが学校帰りにそこで集っていて、そこにいると分かれば親も安心しますし、迎えに行きやすくもなるかと思います。そういった意味でも、ここをぜひとも基本的に予約が入っていなければということなんですけれども、子どもが過ごしやすい場所になってほしいなというふうに思います。そこら辺はいかがでしょうか。

議 長 教育長。

教 育 長 ただいまの質問ですけれども、代替施設の部分の利用というのは、今言いましたように、予約がない場合、子どもたちが使えるように。先ほど言われたように、子どもたちの中でまたルールをつくりながら、自由に使えるようなそういう施設になっていってほしいと思いますし。やはり一緒に遊べるそういう部分では、今ある施設の中に、例えば設置物、利用する、先ほど挙げましたボールであるとか、ちょっとしたことができるようなものであるとか、ゲームができるものであるとか、そういうものもこれから附属の部分で考えられることがあれば検討しながら、子どもたちが逆に楽しみにしてくれるようにもしていきたいと思いますが、ただ残念ながら今日は駄目だなというときもあるということで、理解はしていただきたいなというふうには考えます。

以上です。

議 長 富田陽子議員。

7 番 富 田 現在、武道場、ミーティング室、ダンス・体操室と三つ部屋がありますし、ミーティング室とか、ダンス・体操室というのは、児童館であったり、生涯学習センターであったり、健康福祉センターであったり、同じような空間というのは町内にはたくさんあると思うんですね。なので、一つでも体育施設に限らずですけど、子どもたちが入る、誰かが使っていて入れないではなくて、いつ行ってもそこに行けるよという空間をぜひ確保していただけたらありがたいなと思います。

最後の質問、民間を主体とした居場所を増やす支援体制を整える考えは、というところに行きたいんですけれども、これまでの三つの質問では、町へそういう場所を求めるという形だったんですけども、行政だけではなくて、民間の力というのも必要ではないかなというふうに考えています。子どもと

いっても乳児から中高生まで幅広いですし、居場所といってもニーズも様々なので、いろんなパターンが考えられるかと思います。

ここに民間というふうに書き方をしていますが、民間といっても大きな企業ではなくて、町内では個人経営の規模で、親子でのんびり過ごすことができる交流の場をボランティアで提供している方もいらっしゃいます。そして最近町外、近隣では、放課後小学生が過ごせる場所というのを個人で提供したり、そういった方がグループですとか増えています。

山北でも今後居場所をつくりたいと思っている方とかがいれば、支援体制があると、これから取り組みたいという方の後押しになるかと思うんですけども、そこら辺の考えはいかがでしょうか。

議 長 教育長。

教 育 長 民間の利用というところですけども、今町では放課後子ども教室、こういうものを開いて、開催して、子どもたちの居場所というものを積極的に活用していただきたいということがまずベースにありますけれども、今後、今言った放課後の子どもの居場所づくり、こういうものを考えたときに、それに特化した活動をされている団体であるとか、民間の団体でそういうものがあれば、まず情報を聞きながら、町としてもこれから選択肢の一つとして見ていきたいなというふうに思います。

議 長 富田陽子議員。

7 番 富 田 回答にもありますが、生涯学習活動のモデルとなるような事業に対して、助成金を現在交付している状況だと思うんですけども、こういった助成金をぜひ活用してもらいたいと思う一方で、モデル事業の助成金というのは、なかなかスタッフに対して人件費が出なかったりとか、交通費が出なかったりとか、あるいは助成金の額の問題で、例えばその場を維持管理していくところはかなり難しいんじゃないかなと思うんですけども、例えばモデル事業をさらに膨らませて、子どもの居場所をぜひ設けたい、今後やりたいという方に対して、その部分は手厚くするとか、そういった形も新たに支援体制をつくるというよりかは、膨らますこともできるんじゃないかなと思うんですけども、そこら辺はどうお考えでしょうか。

議 長 教育長。

教 育 長 ありがとうございます。今の子どもに寄り添った子育て、こういうものを
取組として考えていかなければいけないと思いますし、実際に補助制度、そ
ういうものを利用している市町村もあると思いますので、そういう事例も参
考にしながら、関係各課、またそういうところの情報もいただきながら検討
はしていきたいと思います。

 以上です。

議 長 富田陽子議員。

7 番 富 田 なかなか子ども相手だとビジネスとか、採算性を取るというのは難しいと
思うので、ぜひ助成金とか行政の補助というのが必要になってくるので、そ
こはぜひ検討をしていただきたいなと思います。

 最後になりますけれども、私自身子育て支援、私が必要だな。子育て支援
というのは、直接的な家庭への献身的な支援というのももちろんありがたい
んですけれども、地域全体で子どもを見守ってくれる、目が増える、大人の
数が増える、そういったことがこの地域で子育てしやすいということにつな
がっているなというふうに感じます。

 やはりどこへ行っても、最近子育て世帯というのがどんどんマイナーに
なっていて、子どもを連れて歩く、子どもが声を出すということが、例えば
お店へ行ったりとか、乗り物に乗ったりすると、子どもが少な過ぎて、声が
目立ち過ぎて、子どもの声を必死に抑えている、スマホを見せたり、ジュ
ースを飲ませたりとかして、子どもをなるべく目立たせないようにするお母さ
んがかなり見受けられます。そして子どもお断りのお店も結構あります。

 なので、子どもが少なくなってるということが、子どもが当たり前にいる
ということが、だんだん少なくなってきたのかなというふうに私自身も
感じますので、やはり地域で子どもの数が少なくなっても、地域全体で見守
ってくれる大人の数、そういう場所が、選択肢が増えることによって、安心
して子育てができるまちになるのではないのかなというふうに思いますので、
ぜひ拡充をお願いしたいと思います。

 以上です。町長、お考えをお聞かせください。

議 長 町長。

町 長 ほとんど私も同じようなことは考えてますので、基本的には子どもを優先

に、例えば代替体育館のほうもやれたらどうかと。9時から3時まででは子どもを優先、誰でも予約も何もしないというようなことはできないかというようなことも考えてますし、それから民間団体ということですけど、おそらく御商売というようなことが入ってくると思いますので、それに対して、どこまでどういうふうに町側としてできるかというようなことになろうかというふうに思いますので、そういったようなものも、ほかの自治体の例も参考にしながら考えていきたいというふうに思っております。

議 長 次に、通告順位8番、議席番号9番、熊澤友子議員。

9 番 熊 澤 受付番号第8号、質問議員9番、熊澤友子です。

件名、「町民にやさしい防災と避難所対策を」。

今年の1月1日に、石川県能登半島で最大震度7の揺れを観測する大地震が発生し、建物の倒壊や津波の被害など死者は240人以上(災害関連死を含む)となった。その後も日本各地で地震が続くなど、大きな地震がいつどこで発生してもおかしくない状況であると思われる中、次の質問をする。

1. 地震に強い安全なまちづくりを目指すため、木造個人住宅の「耐震診断」「耐震改修工事」に補助金を交付しているが、現在どのような状況であるか。

2. 2年前に生涯学習センターで防災訓練を行った際、テントを設置し、個人のプライバシーを守れるようになっていたが、ほかの避難所でも活用できるように計画的に増やしていく考えはあるのか。

3. 7か所の避難所が全て開設した場合、職員の配置は決まっているのか。

4. 避難所において、ペットと同伴避難するルールが定められていると思うが、周知はされているのか。

以上です。

議 長 答弁願います。

町長。

町 長 それでは、熊澤友子議員から「町民にやさしい防災と避難所対策を」についての御質問をいただきました。

初めに、1点目の御質問の「地震に強い安全なまちづくりを目指すため、木造個人住宅の「耐震診断」「耐震改修工事」に補助金を交付しているが、

現在どのような状況であるか」についてであります。町では、平成29年度から、昭和56年5月31日以前に建築確認通知書を受けて建築された木造住宅における耐震改修工事についての補助制度を創設し、それに併せ、同住宅における耐震診断に対しても拡充をし、現在に至っております。

耐震改修工事及び耐震診断に対する補助制度に関する相談は経常的にあるものの、補助金交付の活用には至っていないのが現状であります。能登半島の地震以降、本制度への問合せは増えてきておりますので、対象となる方に活用していただけるよう、より一層の周知に努めてまいります。

次に、2点目の御質問の「2年前に生涯学習センターで防災訓練を行った際、テントを設置し、個人のプライバシーが守れるようになっていたが、ほかの避難所でも活用できるよう計画的に増やしていく考えはあるか」についてであります。一昨年の防災訓練は、山北連合自治会を対象に風水害を想定した避難所開設・運営訓練を実施しました。役場職員と自治会役員等により避難所を設置し、避難された町民の受付や誘導などを体験していただきました。その際に使用していたテントは役場地下倉庫のほか、各避難所にも、総数で500張りを備蓄しております。今後も、定期的な更新や新製品の購入などを通して必要数を確保してまいります。

次に、3点目の御質問の「7か所の避難所が全て開設した場合、職員の配置は決まっているのか」についてであります。避難所が開設される時期は、災害の種類・程度・タイミングにより異なります。大地震のような突発的な状況では、職員自身も身の安全を確保し家族や家庭の状況を確認しなければならないため、状況に応じ災害対策本部の指示により配置することになります。大雨や台風など避難指示などを発令する際には、災害対策本部により必要な職員を事前に割り当て開設に当たります。

次に、4点目の御質問の「避難所において、ペットとの同行避難のルールが定められていると思うが、周知はされているのか」についてであります。ペット同行避難については、避難所開設における課題であると認識しており、これまで川村小学校と山北中学校での受入れについて検討し準備を進めてまいりました。

昨年度の防災訓練において、山北中学校にはペット同行避難が可能である

と判断しましたので、有事の際は受入れの体制を整えることとしております。

また、同行避難のルールについては、今年度発行予定の防災ハンドブックに掲載するとともに周知を図ってまいります。

議 長 熊澤友子議員。

9 番 熊 澤 ただいま答弁をいただきまして、1点目の耐震診断と耐震改修工事なんです
すが、これは1件も現実的には行われていなかったということでは
しょうか。

議 長 都市整備課長。

都 市 整 備 課 長 今のところ、1件も活用がございません。

議 長 熊澤友子議員。

9 番 熊 澤 今年の初めの能登半島地震では、本当に各災害に遭ったところをテレビで
見ましたところ、やはり家自体がぺしゃんと倒れているところがすごく多か
ったんですね。そうすると、やっぱり耐震は大事じゃないかなと思ひまして、
私も質問させていただいているんですが、1件もないというと、町民の意識
がないということなんでしょうか。

議 長 都市整備課長。

都 市 整 備 課 長 今年の1月1日の能登半島地震以降、4件ほど相談はあったんですが、補
助金を活用するまでには至らなかったような状況でございます。

議 長 熊澤友子議員。

9 番 熊 澤 耐震工事となると、やはり金額的にも多くかかると思うんですね。です
けど、そういうところで皆さん、私自身もそういうふうと思うとどうなんだ
ろうところは多々出てきますのでやはりあるんですが、これは大事な町を守
るにも、自分の家を守るのも同じなんですね。

ですから、その辺をやはりもっと町民の皆さんにもPRすることが大事じ
ゃないかなと思いますので、その辺はいかがですかね。

議 長 都市整備課長。

都 市 整 備 課 長 町民の方への周知は、おしらせ版とかホームページ等でお知らせのほうは
させていただいているんですが、いかんせん、委員さんおっしゃられるよう
に、診断に関しましても60万から100万ほどかかるですとか、工事になれば、
さらに費用がかかってしまうということで、なかなか補助金の活用までには

至らない状況でございます。

議 長 熊澤友子議員。

9 番 熊 澤 診断に60万からお金がかかると今言われましたけど、補助金は6万円程度でしたよね。診断自体も60万ぐらいかかるということなんですか。

議 長 都市整備課長。

都 市 整 備 課 長 木造住宅の耐震診断料金は、延べ床面積が120平米ほど、在来軸組工法というんですか、そういう構造でおおむね60万から100万円ほどかかるということで、日本耐震診断協会のホームページといいますか、そちらのほうで記載のほうがございます。

議 長 熊澤友子議員。

9 番 熊 澤 そうしますと、診断に60万程度はかかるということと、工事になりますと、町の補助金は60万でしたよね。そうすると、個人で全部をやらざるを得ないという形になってくる形ですね。

議 長 都市整備課長。

都 市 整 備 課 長 おっしゃるとおりでございます。

議 長 熊澤友子議員。

9 番 熊 澤 町有施設は、計画的に令和5年5月に、山北町耐震改修促進計画というのが策定されましたよね、県とともに、一緒に作成するんだということで作成されていると思うんですが、その中で町の町有施設は、現在は73%行っていると。目標としまして、令和6年度までに町の町有施設は95%だということですから、これは徐々にいろんなところを耐震しているという形で理解してよろしいんですか。

議 長 都市整備課長。

都 市 整 備 課 長 そういう意味ではございません。

議 長 熊澤友子議員。

9 番 熊 澤 では、これはどのような意味なんですか。目標が決まって、年度が決まって、パーセントが決まっていますよね。どういうふうにしていかれるんですか。

議 長 都市整備課長。

都 市 整 備 課 長 これ県の目標値でもありますんで、そちらのほうに合わせるような形なん

ですけども、徐々にやっていけばいいんですけど、なかなか財政的なものもありますし、民間のほうに関して言いましたら、耐震改修でも相当費用がかかりますので、民間の方はどうしても建て替えのほうに行かれる方が多いもんですから、建て替えを徐々に増やしていただければ、耐震化率もそれなりに上昇していきますので、そちらは3月のときに大野議員さんからもお話ありましたけども、そちらをちょっと頼りにしている状況でございます。

議 長 熊澤友子議員。

9 番 熊 澤 では、これは県との目標値だということで、現在山北ではそこまではいつてないということによろしいんですね。

議 長 都市整備課長。

都 市 整 備 課 長 そのようなお考えでよろしいです。

議 長 熊澤友子議員。

9 番 熊 澤 町の補助金制度は、診断が6万円で、工事の限度額が60万、これは最初に計画を立てたときに決めたもので、今は全然金額的には上がってきているという形なんでしょうか。

議 長 都市整備課長。

都 市 整 備 課 長 今現在も耐震の診断補助は4分の3の補助率で、6万円が上限額となっております。こちらは診断です。

耐震改修工事に関しましては補助率2分の1で、上限が60万ということで運用させていただいております。これは参考までに、近隣の市町と比較しましても、補助率的には4分の3なんで、近隣市町ですと、2分の1のところから、1分の1というところもありますが、補助の上限額につきましては、真ん中辺ぐらいといいますか、多いところで10万円、少ないところだと3万円の補助。これはあくまで耐震診断のほうになります。

改修工事につきましては、近隣市町、どこも補助率は2分の1なんです。金額に関して言いますと、50万のところ、最低ですと40万のところもありますし、多いと100万もあるんですが、うちは中間ぐらいなのかなというところでございます。

議 長 熊澤友子議員。

9 番 熊 澤 分かりました。これは大きな金額が、個人の方がやるとなると大きな自己

負担ということで、ほぼ自己負担みたいなものなので、やっぱり手を挙げる方が少ないというのは理解できました。

じゃあ、次に、2番目の質問に行かせていただきます。防災所でテントを500張り準備しており、備蓄していますということですので、そうしますと、災害があつて避難所が開設されて、個人のプライバシーということになると、何日か日にちがたってから使用する形になると思うんですが、どこにでも持ち運びができて、広いところではないと、やっぱりテントを張るというのも大変なことだと思うんですが、でも避難所にどこにでも張れるような状況だったら、どこでも持っていけるよという状況にしているということによろしいでしょうか。

議 長 地域防災課長。

地 域 防 災 課 長 現在各町内の避難所に割り振りをして保管をしておりますが、当日御覧になっていただいたでしょうか。テントは十分にどこにでも持ち運びができるものとなっております。

議 長 熊澤友子議員。

9 番 熊 澤 そういうふうに準備できているということは、とてもありがたいことだと思います。

このテントはそれでオーケーなんですけれども、やはり避難所だし、いつどこで災害が起こるか分からないので、避難先で避難所を開設するときに、川村小学校と山北中学校は常に使われる学校の体育館なんですけど、この体育館にエアコンを設置するという考えはありますでしょうか。

町長、いかがですか。

議 長 町長。

町 長 最初考えました。当然エアコンをつけたらどうかということは。

しかし、業者のほうに聞きましたら、ほとんど効果がないと言われましたんで。要するにエアコンの問題じゃなくて、密閉度をどのくらい上げるかということでないと、エアコンをつけてもほとんど効き目がないということで、根本的なところを検討し始めるということで、エアコンについてはちょっと今無理だろうというふうに考えております。

議 長 熊澤友子議員。

9 番 熊 澤

今ほとんど効き目がなくて無理だろうという話ですが、川村小学校の体育館は、通常でも学童の子どもたちも使ってますよね。それがまた夏になると、プールに行けばいいんでしょうけども、結構夏でも体育館にいる子たちがいるんです。そういう子たちのためにも、やっぱり少しでも涼しいところ、夏休みは長いですから、そう思うと、やはり避難所にもなってるし、子どもたちのためにもという考えで、エアコンはどうなのかなと思うんですが、その辺はいかがですか。

議

長

町長。

町

長

一番いい例というか、今、代替の体育館はやりますけど、エアコンがつくように、全部外装をそういうふうに二重じゃないにしても入れて、温度が上がらないように、あるいは密閉度を上げてつけるようにできます。ですから要するに体育館につけたいんですけれども、つけても効果がなければ何の意味もないんじゃないか。ですから、順番としてはもしやるのであれば、全部体育館を断熱をしっかりとさせて、その後につけるという作業になるというふうに思いますんで、そういったことが可能かどうかということを実際に金額の問題ですけども、そういうようなことをこれからも検討していきたいというふうに思ってます。

議

長

熊澤友子議員。

9 番 熊 澤

子どもたちのことですので、避難所のこともありますけども、夏を乗り切ることが大変な時期になってますので、可動式のエアコンを設置してる町もあると伺ったんです。やはり莫大な費用がかかるので、だったら部分的に冷やしていったりとかできる可動式のエアコンがあるんだよということをお聞きしましたので、そういうのをやってる町もあると聞きましたので。何らかの対策というのは大事じゃないかなと思うんですが、いかがですか。

議

長

地域防災課長。

地 域 防 災 課 長

私のほうでお答えできるのは、有事の際のものになりますが、今現在このような状況でエアコン等が設置されてない中で、避難所の開設が必要になった、それが真夏であった場合などについては、今うちのほうで備えとしては、相互応援協定なんかをさせていただいてる中に、リース会社なんかとも結ばせていただいております。そういった場合にそういった機械を借りれたり、

扇風機とかエアコン、もちろん停電の場合は難しいんですけど、そういった備えは防災の面ではしております。

議 長 熊澤友子議員。

9 番 熊 澤 そうしますと、有事の際はリース会社にお話をして借りられますよということで、よろしいんですね。

それで、そうしますと、学童の子どもたちは夏休みは我慢しろということですね。

議 長 副町長。

副 町 長 体育館のエアコンの設置ですけども、小学校が昨年度実施設計を計画しました。そのとき、まず小学校からエアコンの体育館設置できないかということで見積り等も取ったり試算したんですけども、エアコンだけだったら何とか町の今の予算の中では可能だろうというところまで行ったんですけども。やはり、先ほど町長も話しましたように、エアコンを設置しただけでは何も効果がないということで、外壁・内壁全部断熱工事をしなきゃ、そうすると莫大な費用がかかってしまって、本当に残念なんですけども、断念せざるを得なかったというような状況の中、今後、そういう中でどういう形で対応していけばいいのか、スポットクーラーがいいのかどういう形がいいのか、そういった形も含めて、この体育館の冷房の冷房化というんですか、そういった面について、小学校の学童もありますし、中学校についても部活動等もありますし、いろんな活動もしていますので、そういった面では、これから、そういった体育館での冷房設置について、しっかりと検討していくところに入っているのかなというふうに思っていますので、その辺の認識は町もしっかり持っておりまして、実際にそういうところもありましたけども、ちょっと断念をしているというようなところでございますけども、ずっと断念するんじゃないくて、今後の中でどういう形がいいのか、そういったものについては検討していきたいというふうに考えてございます。

議 長 熊澤友子議員。

9 番 熊 澤 今いろんな検討していただいていますので、やはり年度じゃないんですけども、どれぐらいまでにこういうふうに計画的にやっていこうとか、金額が高くて大変というのは重々分かるんですけども、やはり子どもたちのためにど

うにかできないかという部分では、しっかりと計画性を立てていただくとありがたいと思いますが、いかがですか。

議 長 町長。

町 長 おっしゃるように、当初、当然小学校からやろうということで、予算を立てようとしたわけですよ。ですけど、今副長の言われたとおり、効果がないということですので、町としては別の方法で、何とかほかの子どもたちの熱中症とか何かを防ぐために温度をどういうふうに下げるか、エアコンでないとすれば、何か別のものを用意しなければいけないというふうには考えておりますので、そういったものについては、やはり今の最新の機械の中で、そういうものがあれば、そういったものを設置していきたいというふうに思っております。

議 長 熊澤友子議員。

9 番 熊 澤 それは、ぜひ早い時期に実現するようにお待ちしております。

それと、次、3点目の災害時避難に職員が配置されてるかという質問なんですけども、これはここの回答に書いてあることはもっともなことなんですけども、私が一番聞きたかったのは、職員が配置される場合に、一つの避難所、大きい、小さいはあると思うんですけれども、大体何名ぐらいを予想として立てているのか、伺いたいんですが。

議 長 地域防災課長。

地 域 防 災 課 長 これまでの避難所の開設時には、どのくらい避難者が来るのではなかろうかというような想定を立てた上で、職員の張りつけをしております。

なお、職員の張りつけについては、災害対策本部の中で四つの部に分かれております。その中でも教育部というところが中心となって避難所の開設に当たりますので、教育部の職員を中心として避難所を幾つかに割り当てて、避難所についてはそのときの状況に応じて決めさせていただいております。

議 長 熊澤友子議員。

9 番 熊 澤 そうしますと、避難所に来られる方の人数に変わりが、何というか、何名にするかということを決めていくという形ですか。そうしますと、ここの中では男女を混ぜての配置になりますか、それとも男性だけとかという形ですか。

議 長 地域防災課長。
 地 域 防 災 課 長 特段男女の分けはございません。
 議 長 熊澤友子議員。
 9 番 熊 澤 男女の分けがないということは、その人数だけでということですか。
 議 長 地域防災課長。
 地 域 防 災 課 長 男女の比率を分けているということはございませんが、当然女性も各避難所に必要だなというような配慮はいたしております。
 議 長 熊澤友子議員。
 9 番 熊 澤 そうしますと、決まってるということで、私が一番言いたかったのは、避難所には男性もちろんですけども、女性の職員さんも必要ではないかということが一番思われるんですね。やはり男性の方の仕事と女性の方がやるべきことというのは違ってきてる部分もあるので、その辺はしっかりと男性と女性ときちっと配置していただければと思うんですが、いかがですか。
 議 長 地域防災課長。
 地 域 防 災 課 長 そのように考慮したいと思います。
 議 長 熊澤友子議員。
 9 番 熊 澤 前もお聞きしたかと思うんですが、避難所運営については、いまだに、ちゃんと、きちんと入ってこられる方々には、講習会とかは受けていらっしゃると思いますか。避難所運営とかの講習会がありますよね。ごめんなさい、避難所じゃない、職員さんの研修は受けていらっしゃいますか。
 議 長 地域防災課長。
 地 域 防 災 課 長 毎年総合防災訓練などに職員を参加させて、訓練をさせていただいてます。
 また、たまたま今月の末に、新採用職員、昨年1年間、避難所の設営がなかったんですね。ですので、昨年の新採用、今年の新採用、それをひっくるめた形で職員防災訓練という名目で避難訓練、避難所の設営訓練を行う予定になってます。
 議 長 熊澤友子議員。
 9 番 熊 澤 ある程度訓練を受けてないと、避難所に行っても職員さんも大変な思いをしてしまうと思うので、やはり訓練はきちっと受けていただいて、それを基にして避難所で活躍していただければありがたいと思います。

それでは、次に４点目の避難所においてペットのルールが定められていると思うが、周知はされているのかということについて、回答では周知をしていますということですが、これはどのように、ペーパーだけの周知でしょうか。

議 長
地 域 防 災 課 長

地域防災課長。
周知をしているというような回答ではないと思うんですが、今まさしく検討中というのが一番ふさわしい回答かと思います。この回答にもありますとおり、避難所における課題であると今認識しておりまして、まさしく川村小学校やら山北中学校での受入れが可能かどうか、昨年も向原の総合防災訓練で、実際にペットの受入れなんかをやったりして、今検討中というのが一番回答的にはふさわしい言葉かと思います。

議 長
9 番 熊 澤

熊澤友子議員。
そうしますと、検討中が一番だと言いましたけれども、住民の皆様は、今度避難するときは連れていっていいんだねと思ってる方々もいらっしゃるよ。それで、もし検討がやっぱり駄目だったとなったら、なる可能性はないですか。

議 長
地 域 防 災 課 長

地域防災課長。
うちではどこでもペットの受入れをいたしますよというような周知はしてございませんので、中には連れてこられる方もいらっしゃいますけど、そういった方には丁寧に対応したいと思っています。

議 長
9 番 熊 澤

熊澤友子議員。
では、昨年の中で、連れてきていただいた場合の避難のどのような問題点が挙げられたんでしょうか。

議 長
地 域 防 災 課 長

地域防災課長。
うちのほうでもなかなか周知が進んでおりませんので、ペットを連れてきて避難をされた方が、同伴避難というような判断をされてる方が大変多いなという気がいたしました。避難所の中にペットと一緒に入れるんだなというふうに考えてる方が多いんだなというのが一番の感想です。

実は同行避難までの体制しか整えておりませんので、ペットは外につないでいただくというような今体制を、まだそこまでの検討しかしておりません

ので、よろしくお願いします。

議 長 熊澤友子議員。

9 番 熊 澤 これは町から頂いたものなんですけど、「防災と医療のいざガイド」という、これにペットの同伴避難のことは書かれていたと思うんですが、この中で、迷子札とかマイクロチップとか、いろいろ問題があるんじゃないかと思うんですが、この辺は検討はされてるんですか。

議 長 地域防災課長。

地 域 防 災 課 長 うちのほうでは、回答にも書かせていただいておりますとおり、今年度発行予定の防災ハンドブックを皮切りに、ここで周知を開始したいというふうに考えています。このハンドブックが皆様にお配りする頃になりましたら、ありとあらゆる媒体で周知が始まる予定となっております。

議 長 熊澤友子議員。

9 番 熊 澤 では、そのハンドブックの中にもいろんなルールをつけていくということによろしいですか。

議 長 地域防災課長。

地 域 防 災 課 長 今ネットを見ても、大体環境省が出している一般的な内容かなというふうに考えてます。今度ハンドブックに載せるに当たって、同じようなことを載せても意味がありませんので、山北町のバージョンで少しアレンジした形になろうかと思えます。アレンジするといってもすごい発展的なものにできるとは限りませんが、山北町においてペットが対応できる場所とか、そういったものも盛り込んでいきたいと考えております。

議 長 熊澤友子議員。

9 番 熊 澤 ペットにマイクロチップをつけるということは、とても、2022年からは業者も飼い主もマイクロチップをつけるようにと義務づけられてはいると思うんですが、それ前にペットを飼われてる方たちは、マイクロチップということだけで大変な思いをするのではないかと思うんですが、その辺はどのようにお考えですか。

議 長 地域防災課長。

地 域 防 災 課 長 環境省等のペットを飼ってる皆様への注意喚起として、マイクロチップなんかもありますが、ここら辺を山北町のチラシに明記するかどうかという

のは、ちょっとまだ確定はしてございません。

しかしながら、最低限のしつけやゲージにならす訓練、健康面のチェック、ワクチン接種、このような当たり前のことについては、ぜひとも周知をしていきたいと考えております。

議 長 熊澤友子議員。

9 番 熊 澤 そうしますと、マイクロチップのことはまだはっきりとは言えないという形なんですかね。つけるような義務化という形ではなくという形ですか。それで、あれですか。でもこれって山北町で発行してますよね、2024年版で。山北町で出てますけど。マイクロチップなどいろいろ載ってますけど。

議 長 地域防災課長。

地 域 防 災 課 長 発行は山北町ではございません。

議 長 熊澤友子議員。

9 番 熊 澤 これは山北版という形でほかの業者が出してるという形なんですか。そうなんですか。私はこれにペットが出てるので、マイクロチップをやって、ちゃんとした迷子の首輪をつけて、それでもって同行で避難できるのかなと思ったんですね。じゃあそこまではまだ進んでないということですね。

議 長 地域防災課長。

地 域 防 災 課 長 山北町がたとえ発行したとしても、ペットに関するルールについては、今環境省等が定めている一般的な情報しか載せることがないというふうに考えておりますので、それもおそらくそういった内容だというふうに思っております。

議 長 熊澤友子議員。

9 番 熊 澤 じゃあ、そうしますと、ここに載っているんですけども、やはりこれで調べますと、ペットのマイクロチップ、チップにも町・自治体で補助金を出してる市・町もありますよということがうたわれてるところもあるんですね。そこまでは考えてはいないですか。

議 長 地域防災課長。

地 域 防 災 課 長 はい。今のところ。申し訳ございません。

議 長 熊澤友子議員。

9 番 熊 澤 今高齢の方は犬や猫を飼われてる方が結構多いんですね。そうなりますと、

やはり一緒に避難したいと出てくる人が多いと思うんです。

ですから、町としてのルールができましたら、分かりやすく、できるかなと思うようなルールでやっていただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

議 長 地域防災課長。

地 域 防 災 課 長 分かりやすく周知をしていきたいと思ってます。

議 長 熊澤友子議員。

9 番 熊 澤 それで、その辺の周知は来年度でしたか、今年度でした。

議 長 地域防災課長。

地 域 防 災 課 長 おそらく発行の事務が年度末までかかるんじゃないかというふうに思っています。3月には間違いなく各世帯、全世帯にお配りできると思います。

議 長 熊澤友子議員。

9 番 熊 澤 申し訳ございません、終わります。ありがとうございます。

議 長 ここで暫時休憩をしたいと思います。再開は10時50分、10時50分といたします。 (午前10時40分)

議 長 休会前に引き続き、会議を開きます。 (午前10時50分)

日程第2、議案第45号 山北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第45号 山北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年6月10日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、本条例を改正する必要性が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 それでは、議案第45号 山北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

の制定についてを御説明させていただきます。

2枚目をお開きください。

山北町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

初めに、条例改正の内容でございますが、地方税法施行令の改正により、国民健康保険税に係る均等割と平等割の2割軽減、5割軽減の対象者の所得判定基準額について、中低所得層に配慮し、引き上げたものです。

それでは、新旧対照表で御説明をさせていただきます。1枚おめくりください。

第15条第1項第2号中、所得判定基準額を29万円から29万5,000円に改めます。均等割、平等割の5割軽減対象者の基準額を5,000円引き上げるものです。

また、第3号中、所得判定基準額を53万5,000円から54万5,000円に改めます。前号同様に均等割、平等割の2割軽減対象者の基準額を1万円に引き上げるものです。

それでは、1枚お戻りください。

附則。

施行期日。第1項、この条例は令和6年4月1日から施行する。

適用区分。第2号第2項、この条例による改正後の山北町国民健康保険税条例の規定は令和6年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上で、説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、議案第45号について、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

それでは、質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議ないので、議案第45号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第45号は原案どおり可決されました。

続きまして、日程第3、議案第46号 山北町指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第46号 山北町指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年6月10日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に関する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、本条例を改正する必要が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 それでは、議案第46号 山北町指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明させていただきます。

2枚目をお開きください。

山北町指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援に関する条例の一部を次のように改正する。

初めに、条例改正の概要でございますが、介護保険法施行規則の改正に伴い、地域包括支援センター運営協議会について定めた部分の条ずれが生じたため、国の基準も併せて改正され、その基準を引用している本条例についても改正が生じたものです。

それでは、新旧対照表にて御説明させていただきますので、お開きください。

第14条第1号中、「第140条の66第1号ロ（2）」を条ずれに伴い、「140

条の66第1号イ」に改正するものです。

それでは、1枚お戻りください。

施行期日。この条例は交付の日から施行する。

以上で、御説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、議案第46号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。質疑ございませんか。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第46号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第46号は原案どおり可決されました。

続きまして、日程第4、議案第47号 山北町地域包括支援センターの職員等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第47号 山北町地域包括支援センターの職員等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町地域包括支援センターの職員等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年6月10日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、本条例を改正する必要が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 それでは、議案第47号 山北町地域包括支援センターの職員等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明させていただきます。

2枚目をお開きください。

山北町地域包括支援センターの職員等に関する条例の一部を次のように改正する。

初めに、条例改正の概要でございますが、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されたことに伴い、地域包括支援センターに配置する職員に関する要件が変わったため、本条例の改正が生じたものです。

それでは、新旧対照表にて御説明させていただきますので、お開きください。

第4条中、「第1号被保険者をいう」の後に「以下この条において同じ。」を加えます。

また、「その職務に従事する常勤の職員及びその員数」の後に、要件の緩和として、地域包括支援センター運営協議会において必要と認められれば、常勤換算方法による職員の配置も可能となる旨が加わります。

なお、常勤換算方法とは、地域包括支援センターに勤務する常勤職員の勤務時間は1日当たり7.75時間ですが、これを複数人数で7.75時間と勤務時間を満たせば、常勤職員1名として換算することが可能という意味です。

第3号は第4条の下線中で、介護保険法施行規則を省令というに定めますので、省令に改めたものです。

次のページをお開きください。

第5条につきましても、地域包括支援センター運営協議会の法令上の位置づけが、同じく第4条の下線中に定められますので、削除するものです。

それでは、1枚お戻りください。

附則。施行期日。この条例は、交付の日から施行する。

以上で、御説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、議案第47号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御

異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第47号を採決いたします。
原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第47号は原案どおり可決されました。
続きまして、日程第5、議案第48号 山北町道路占用料徴収条例の一部を
改正する条例の制定についてを議題といたします。
提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第48号 山北町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定につ
いて。

山北町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する
ものとする。

令和6年6月10日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、神奈川県道路占用料徴収条例の一部を改正する
条例の施行に伴い、本条例を改正する必要性が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 都市整備課長。

都 市 整 備 課 長 それでは、議案第48号について、御説明申し上げます。

1枚おめくりください。

山北町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例。

山北町道路占用料徴収条例の一部を次のように改正する。

今回の改正の趣旨でございますが、本町では、道路の占用料につきましては平成29年4月1日より神奈川県道路占用料徴収条例の中の第4通知を採用し、運用してまいりましたが、このたび県の占用料が改正されたため、これに併せて改正するものでございます。

それでは新旧対照表で御説明いたしますので、4枚ほどおめくりください。
右側が改正前で左側が改正後となっております。

また、新旧対照表は9ページほどになりますので、細かい部分に関しまし

ては、後ほどお目通しのほう、お願いいたします。

主立った改正点を申し上げます。

初めに、新旧対照表の3ページを御覧ください。

左側、算定区分の法第32条第1項第3号に掲げる施設の中で、自動運行補助施設が追加されてございます。これは何かと申しますと、自動運転車の運行を補助する電磁誘導線や磁器マーカーなどのことであります。

続きまして、8ページを御覧いただきたいと思います。

8ページ、表の最後になりますが、政令第7条第14号に掲げる施設が追加となっております。これはどのような施設かと申しますと、防災拠点自動車駐車場に設ける備蓄倉庫、非常用電気等供給施設、その他これらに類する施設で、災害応急対策の適格かつ円滑な実施のために必要であることを認められるものとなっております。

占用料につきましては電柱や電線などは上がってございますが、看板・アーチ、旗ざお及び幕などは下がっている状況でございます。

5枚ほどお戻りいただきたいと思います。

改正文です。

附則。この条例は、令和7年4月1日から施行する。

なお、今回の改正に伴いまして、来年度の歳入が16万円程度増額となる見込みでございます。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第48号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第48号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。

よって、議案第48号は原案どおり可決されました。

日程第6、議案第49号 令和6年度山北町一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町長 議案第49号 令和6年度山北町一般会計補正予算(第2号)。

令和6年度山北町の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,215万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ56億1,263万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月10日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものは、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業等による増額で、歳入歳出それぞれ1億1,215万円を増額補正するものです。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議 長 財務課長。

財 務 課 長 それでは、議案第49号 令和6年度山北町一般会計補正予算(第2号)について、御説明申し上げます。

2ページ、3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、16款国庫支出金から19款寄附金まで合計で1億1,215万円の増額で、補正後の予算額は56億1,263万4,000円になるものでございます。

歳出につきましては、2款総務費から13款予備費まで歳入と同額を補正するものでございます。

続きまして、事項別明細書で御説明申し上げます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

2、歳入です。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、7目総務費国庫補助金は1億1,130万4,000円の増額です。

1節戸籍住民基本台帳費補助金はシステム改修に対する補助金で、補助率は10分の10でございます。

5節デジタル田園都市国家構想交付金は、生涯学習センター等の施設予約システムに対する補助で、補助率は2分の1でございます。

6節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、定額減税補足給付金等に対する交付金で、交付率は10分の10でございます。

17款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金は、1万6,000円の増額です。民生委員、児童委員推薦会運営費に対する定額補助でございます。

19款寄附金、1項寄附金、3目教育費寄附金は、文化財保護に3万円の寄附があったものでございます。

6目総務費寄附金は、企業版ふるさと納税寄附金8件分でございます。

続きまして、8ページ、9ページをお開きください。

3、歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、12目電算管理費は、94万6,000円の増額でございます。説明欄の神奈川県町村情報システム共同事業組合負担金は、定額減税補足給付金等に係るシステム改修の負担金でございます。

16目地方創生事業は15万4,000円の増額でございます。説明欄の企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託料は、8件分の寄附見込みに対する中間事業者への委託料でございます。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費は162万8,000円の増額でございます。説明欄の戸籍情報システム改修業務委託料は、戸籍法の改正に伴うシステム改修でございます。

3款民生費、1目社会福祉費、1項社会福祉総務費は1億687万1,000円の増額でございます。説明欄の人件費は、定額減税補足給付金等に従事する職員の時間外勤務手当でございます。

民生委員、児童委員活動事業は、推薦会開催1回分の経費でございます。

一般経費の町社会福祉協議会助成金は、物価高騰によるとしびショップ

の減収を補填するものでございます。

会計年度任用職員経費は、定額減税補足給付金等に従事する職員の経費で
ございます。

10ページ、11ページをお開きください。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付事業の役務費は、給付に係る事務経費で、負担金補助及び交付金は、今回四つの給付金がございます。一つ目は、低所得子育て世帯に対する生活支援特別給付金で18歳以下の子どもを1人当たり5万円、58人分でございます。二つ目は、新たに住民税均等割のみ課税となる世帯に対する臨時特別給付金で、一世帯当たり10万円、290世帯分でございます。三つ目は、新たに住民税均等割非課税となる世帯に対する臨時特別給付金で、一世帯当たり10万円、133世帯分でございます。四つ目は、定額減税補足給金で1人当たり4万円、1,500人分でございます。

5目障害福祉費は108万4,000円の増額で、事業費は地域作業所の避難口誘導灯の修繕、工事請負費は給湯室のエアコンを老朽化に伴い、交換するものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費は96万6,000円の増額で、小規模水道施設整備事業補助金は高松の地区水道に助成するもので、補助率は2分の1でございます。

2目清掃費、2目塵芥処理費は253万9,000円の増額で、収集業務に従事する会計年度任用職員の欠員を補うため、委託料を増額するものでございます。

7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費は63万5,000円の増額で、城山地区の狹隘道路を拡幅するための助成金でございます。

12ページ、13ページをお開きください。

5項都市計画費、2目都市公園費は24万4,000円の増額で、向原街区公園に設置してあります不具合のある遊具を交換するため、遊具本体の購入費と据えつけのための資材費を計上するものでございます。

9款教育費、3項山北中学校費、1目学校管理費は49万9,000円の増額で、校庭等整備委託料は通学路上の樹木について危険な刈り枝を剪定するものでございます。

5項社会教育費、1目社会教育総務費は3万円の増額で、文化財保護事業

の修繕費は垢離取場の説明板の補修を行うものでございます。

6 項保健体育費、2 目体育施設費は291万2,000円の増額で、体育施設維持管理事業は体育施設等の利用料をキャッシュレスでお支払いいただくための決済手数料とインターネットで施設予約ができるシステムの使用料でございます。

体育施設整備事業は旧山北体育館代替体育施設管理運営検討委員会の委員謝礼でございます。

10款災害復旧費、2 項公共土木施設災害復旧費につきましては14ページ、15ページをお願いいたします。

1 目公共土木施設災害復旧費は285万6,000円の増額で、町道谷ケ小山線の倒木等に対応するものでございます。

13款予備費は921万7,000円を減額するものでございます。

16ページ、17ページをお開きください。

給与費明細書でございます。1 の特別職については民生委員、児童委員推薦会委員の報酬の増によるものでございます。

2 の一般職につきましては、定額減税補足給付金等の事務に係る手当や会計年度任用職員の増加するものでございますので、後ほどお目通しください。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第49号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

富田陽子議員。

7 番 富 田 7 番、富田です。

7 ページの歳入の企業版ふるさと納税寄附金が8 件分あったということですが、具体的にどんな企業が寄附されたのかとか、どんな事業に対しての寄附なのか等、詳細な説明をお願いします。

議長 企画総務課長。

企画総務課長 企業版ふるさと納税の御質問ですが、8 件分ということですが、実際には今現在4 件が実際使用されております。残り4 件は見込みということでございます。

その4 件に関しましては、10万円ずつで4 社今いただいております。その

うち3社が中間事業者を経由してきているものでございまして、寄附金額については、総合戦略に定める四つの事業、ここに記載されている事業のほうに充当されるもので、一つとしては、山北町における安定した雇用を創出する事業、山北町への新しい人の流れをつくる事業、山北町の若い世代に結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業、時代にあった山北町らしい地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を事業と、この項目で、たまたま四つばらけて、今寄附が来ておりますので、今後も寄附があり次第、その事業の目的に沿って充当していきたいと考えております。

議 長 富田陽子議員。

7 番 富 田 この企業版ふるさと納税があった場合は、広報紙とかホームページにその内容が記載される旨が以前説明あったかと思うんですけど、今後広報とかにお知らせとかに載る予定なんでしょうか。

議 長 企画総務課長。

企 画 総 務 課 長 寄附があったものについてはホームページ上で公表してございますので、また後ほど御確認いただければと思います。

議 長 ほかに質疑のある方。質疑のある方、いらっしゃいませんか。
府川輝夫議員。

8 番 府 川 全協では説明一通りいただいておりますけども、本会議ですので、改めて補正予算に関わることでありますので、説明いただきたいと思っておりますけれども、デジタル田園都市国家構想交付金、学習センターの予約システム等ということですが、この辺、もう少し具体的なことを含めて説明をしていただければありがたいんですけども。

議 長 生涯学習課長。

生 涯 学 習 課 長 では、御説明させていただきます。

全員協議会でも御説明をさせていただいた山北町施設の予約管理システムの導入についてです。

近年、デジタルトランスフォーメーション、DX推進計画、国のほうでも推薦しております。こちらを山北町内の生涯学習課、それから担当しております都市整備課、保険健康課の施設、既存の七つの施設プラス、これから建設をいたします旧山北体育館代替体育施設、そちらの体育施設も導入をして

いこうと考えております。こちらは導入をいたしまして、今まで、現時点では窓口申請書を提出していただいて、予約等をお受けし、鍵の貸し借りをしている状況でございます。そちらを、施設の利用者についてはお手元にあるスマートフォン、それから御自宅にあるパソコン等で24時間いつでも予約ができるような状況にしていきたいと考えております。

また、こちら施設の管理者、町側は予約の状況が一目で分かり、また統計的なところも迅速に統計が利用の状況というのも迅速に把握できるというメリットがございます。

こちらが田園都市国家構想交付金を活用して、これ2分の1補助という形になりますが、こちら、歳入のほうは136万7,000円、支出のほうは歳出のほうは、今回こちら補正予算のほうにはキャッシュレス決済を導入をしてということでございますので、その登録料、それから決済代行の手数料を計上しております。

また、施設の予約システムの使用料として、273万4,000円を計上させていただいているところでございます。

スケジュール的なものになりますけども、今3課で連携をさせていただいて、担当者会議等も複数回開催しております。そんな中、今既にシステムの構築という段階に入っております。今年度末、2月頃までに運用のほうを開始したいと考えております。開始までは、住民のほうの周知、広報等に努めてまいりたいと思っております。

また、こうやってシステムを導入したことによって全ての施設、導入施設、ますます予約が埋まって利用していただけるような状況になればいいなというところで考えております。

以上です。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 丁寧な説明ありがとうございました。

そうすると、スマホとか、パソコンから予約するときには町のホームページか何かに入り込んでやるということですか。その辺の予約の仕方も少し具体的に、もう少し具体的にお願いしたいと思います。

議 長 生涯学習課長。

生涯学習課長 専用のサイトを設ける予定でありますので、そこにアクセスをしていただく
と空き状況等が確認できるというところでございます。

先ほど申し上げなかったんですけども、全員協議会では御説明をさせていただきました。町内の登録団体の方がこのシステムを導入したことによって、使いづらくなってしまうのではないかと懸念もございます。そこにつきましては、やはり登録団体につきましては優先的に使っていただけるような、町内の登録団体は優先に使っていただけるような考え方の下、これから進めていきたいと考えております。

議長 長 ほかには質疑のある方。

児玉洋一議員。

11 番 児 玉 11番、児玉でございます。

直接的な今回補正予算の質問というのとは少しずれてしまうかもしれませんが、今のD X関連の交付金獲得に向けた動きを確認ができました。全協でも副町長のほうから非常に前向きな答弁もいただいたところはあるんですが、このD Xに関する取組について、取っかかりで、ある意味では取っかかりで、今回こういう施設利用料から始めようよという話を伺いましたが、今後町のD Xに関する取組、具体的には例えばD X関連部署、同じセッション、プロジェクトを設けるとか、さっき3課またいでという話もありましたけど、それは具体的な話だと思うんですが、D Xに関連するような、何か今後、町の動きというのはあるのでしょうか。

議長 長 企画総務課長。

企画総務課長 すみません、ちょっと事務的のほうの話を優先して、私のほうから説明させていただきます。

まずD Xに関しましては、当初予算でキャッシュレスレジの導入ということで計上いたしまして、今回6月補正では施設予約システムと。庁内の各課のほうで要望が多かったもの、これを優先して取り組んでいるところでございます。

その次ということですけども、やはり今これ国のほうも大分推奨しまして、神奈川県においても専門部署を設置して、今非常に取組を急いでいるところでございます。町のほうとしましても、今は企画班の担当の内部でどう

いうところが一番デジタル化していったのが町民に対して利益、優先的な利益があるのかということを検討しまして、それと庁内の事務作業、事務的なものをレベルアップするのとどちらが効率がいいのかということは今検討しまして、その中で優先順位をつけて、早いうちに取り組んでいきたいと、今考えております。

議 長 児玉洋一議員。

11 番 児 玉 前向きな御答弁ありがとうございます。こういった事態でございますし、今流行りの行かない窓口、書かない窓口、今回の体育施設とかを皮切りに、ぜひこういう町民の煩わしさといったところがDXを通じて、いろんなところで解消がなされていければいいのかなと思いますので、町の今後の取組に関しては注視をさせていただきたいと思います。

以上です。

議 長 ほかに質疑ございませんか。

それでは質疑が終わったようですので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第49号を採決いたします。原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第49号は原案どおり可決されました。

続きまして、日程第7、議案第50号 令和6年度旧山北体育館代替体育施設建築工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第50号 令和6年度旧山北体育館代替体育施設建築工事請負契約の締結について。

令和6年度旧山北体育館代替体育施設建築工事の請負契約の締結についてを次のとおり締結するものとする。

- 1、契約の目的。令和6年度旧山北体育館代替体育施設建築工事。
- 2、契約の方法。一般競争入札による契約。

3、契約金額。金2億9,524万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額2,684万円）。

4、契約の相手。神奈川県秦野市松原町2番5号 株式会社関野建設 代表取締役関野滋一。

令和6年6月10日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、旧山北体育館代替体育施設建築工事の工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の所得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長

生涯学習課長。

生涯学習課長

それでは、議案第50号 令和6年度旧山北体育館代替体育施設建築工事請負契約の締結について、御説明申し上げます。

提案理由でございますが、予定価格が5,000万円以上の工事、または製造の請負については議会の議決が必要となることから提案するものです。

内容につきましては、入札結果報告書で御説明いたしますので、紙面1枚おめくりいただきたいと思います。

令和6年度旧山北体育館代替体育施設建築工事の一般競争入札を5月31日に行ったところ、4社の参加があり、その中から秦野市に事業所がございます株式会社関野建設が2億9,524万円で落札されました。

工期につきましては、令和6年6月3日から令和7年3月14日まで。

工事概要については建築工事のほか、外構工事や設備工事を含めた施設全体の工事を施工するものです。

なお、現在落札業者と借入契約を締結しており、議会の議決後、本契約となるものでございます。

説明は以上でございます。

議

長

説明が終わりましたので、議案第50号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

遠藤和秀議員。

10 番 遠 藤

10 番、遠藤です。

契約方法についてちょっとお聞きしたいんですけど、指名競争入札ではな

く今回一般競争入札になってるんですけど、その理由をちょっと教えていただきたいと思います。

議 長 生涯学習課長。

生涯学習課長 一般競争にした理由でございますが、過去大規模な建築物、こちらの庁舎、それから健康福祉センター、そして代替体育施設ということで3例目となります。過去の庁舎や健康福祉センターにつきましても、一般競争入札で行っていたというところでございます。それが一つ。

それから、あと透明性とか、公正性を考えました。それと今なるべく落札金額を安くというところで一般競争入札として挙げた理由としてはそのようなことになります。

以上です。

議 長 ほかに質疑のある方。

瀬戸恵津子議員。

5 番 瀬 戸 瀬戸です。

ちょっとお伺いいたしますが、金額を絞ることがまず優先なんでしょうけど、総合評価として環境に配慮できる、している事業者なのかちょっとお伺いいたします。

議 長 生涯学習課長。

生涯学習課長 町では、こちら全庁的に工事における環境に配慮した公共工事の推進に関する特記仕様書、こちらで環境配慮の取組を示しております。

また実施設計においては、環境に配慮した素材を使用した設計としております。設計に基づきまして、この関野建設さん、工事を行いますので、この環境に配慮というところでは御安心をいただければと思っております。

議 長 ほかに質疑のある方、いらっしゃいませんか。

瀬戸恵津子議員。

5 番 瀬 戸 ちょっと遅れたんですけど、普通、すぐに質問しなければいけなかった。

このコンセプトが環境に配慮し、脱炭素に寄与し、山北産材を活用した山北モデルを実現できるというコンセプトがある。それを推進できる事業者とこのを確認ができているということでございますね。

議 長 生涯学習課長。

生涯学習課長

そのとおりで、そういう認識でよろしいかと思います。

関野建設さんでございますが、秦野市のほうで学校給食センターだったりとか、木造ですと表丹沢野外活動センターの工事等も行っている実績がございますので、そこは御安心をいただければと思っております。

以上です。

議

長

よろしいですか。

ほかに質疑のある方。質疑、大丈夫ですか。

それでは質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議

長

御異議ないので、議案第50号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

(挙手多数)

議

長

それでは、挙手多数。よって、議案第50号は原案どおり可決されました。

続きまして、日程第8、議案第51号 動産の処分についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町

長

議案第51号 動産の処分について。

動産売り払いのため、次により契約を締結するものとする。

1、契約の目的。令和6年度旧山北体育館代替体育施設建築工事に使用する木材の売却。

2、契約の方法。随意契約。

3、契約金額。金1,133万7,737円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額103万7,003円）。

4、契約の相手。神奈川県秦野市松原町2番5号 株式会社関野建設 代表取締役関野滋一。

令和6年6月10日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、町が所有する旧山北体育館代替体育施設建築工事に使用する木材を売り払いたいのので、議会の議決に付すべき契約及び財産

の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 生涯学習課長。

生涯学習課長 それでは、議案第51号 動産の処分について、御説明申し上げます。

まず提案理由でございますが、700万円以上の動産の売払いについては議会の議決が必要となります。令和6年度旧山北体育館代替体育施設建築工事に使用する木材については、令和5年度旧山北体育館代替体育施設木材調達業務委託により調達した木材を工事請負業者であります株式会社関野建設に売却し、建築するため提案するものです。

内容につきましては、木材売却の契約金額の算定についてで御説明いたしますので、1枚おめくりいただき、御覧ください。

まず、令和5年度木材等調達業務の委託の契約金額は1,476万900円で、その内訳は木材調達費1,030万7,034円、共通仮設費、現場管理費、一般管理費などの経費311万1,966円で消費税が134万1,900円でございます。

木材調達費の積算根拠でございますが、木材調達費の内訳表を御覧いただきたいと思います。

ヒノキと杉を材積として104立米調達した際、町の積算額1,070万6,589円に木材調達業務委託の入札での請負比率を掛けました1,030万7,034円が木材調達費となります。

今回の木材売却の契約金額でございますが、令和5年旧山北体育館代替体育施設木材調達業務委託のうち、経費を除いた木材調達費1,030万7,034円に消費税10%を足しました合計1,133万7,737円としております。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第51号について質疑に入ります。

質疑の方はどうぞ。

遠藤和秀議員。

10 番 遠 藤 10番、遠藤です。

これを見るとちょっと調達のほうが1,476万900円、それに対して売却のほうが少ないんですね。1,133万7,737円、これは損してるということになりますよね。その辺ちょっと説明お願いしたいんですけど。

議 長 生涯学習課長。

生涯学習課長 まず、今回の建築工事につきましては、取得が困難な木材を令和5年度に事前発注で調達をいたしまして、令和6年度施工業者に支給する材工分離発注の方式をとっています。これは林野庁の補助金、令和6年度の経費が対象となりますが、国にも確認した中で、年度が異なる5年度に調達した6年度の木材の費用を補助対象、補助金の対象経費として含めることができるということで確認を取っております。

今回、遠藤議員がおっしゃられるように、差額が340万ほどございます。こちらにつきましては先ほど申し上げたとおり、共通仮設費、現場管理費、それから一般管理費など経費に当たるものでございますけれども、この経費の部分も売払い金額に含めなかった理由といたしましては、6年度の建築工事でも、当然建築工事の中で経費がかかってまいります。令和5年度の木材調達でも経費がかかっております。そのまま請負業者に売却するとなると森林組合との契約で生じた経費も含めて関野建設さん、二つの経費を工事請負業者が負担することになります。こちら国へ確認したところ、補助金申請の際に木材調達の金額も対象事業費の中に含めることは大丈夫ですよという回答をいただきました。その中で、経費を二度積算することのないように留意するようにと回答いただきましたので、今回の木材の売却金額については経費抜きで金額で売払うことといたしました。

以上でございます。

議 長 よろしいですか。遠藤和秀議員。

10 番 遠 藤 ありがとうございます。よく分かりました。

議 長 ほかに質疑のある方。質疑ございませんか。

質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第51号を採決いたします。原案に賛成者は挙手願います。

(挙手多数)

議 長 挙手多数。

よって、議案第51号は原案どおり可決されました。

日程第9、報告第6号 令和5年度山北町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町長 報告第6号 令和5年度山北町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和5年度山北町一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和6年6月10日提出。山北町長 湯川裕司。

詳細については、担当課のほうから御説明いたします。

議長 財務課長。

財務課長 それでは、報告第6号 令和5年度山北町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

1ページ、おめくりください。

本報告案件につきましては、令和6年3月定例会後、令和5年度山北町一般会計補正予算（第10号）の繰越明許費で全て議決をいただいているものですが、地方自治法の規定により本定例会で御報告するものでございます。

2款総務費、1項総務管理費、地籍調査事業については国の補正予算により繰り越したものでございます。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳等管理事業についても国の補正予算により繰り越したものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付事業についても、国の補正予算により繰り越したものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、地球温暖化防止対策推進事業については、東京電力との調整に時間を要したため、繰り越したものでございます。

説明は以上でございます。

議長 報告ではありますが、報告第6号について質疑のある方はどうぞ。
質疑ございませんでしょうか。

それでは質疑がないので、報告第6号については終わりにいたします。

日程第10、報告第7号 令和5年度山北町土地開発公社事業報告及び決算報告についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 報告第7号 令和5年度山北町土地開発公社事業報告及び決算報告について。

令和5年度山北町土地開発公社の事業報告及び決算報告について、地方自治法第243条の3、第2項の規定により別紙のとおり提示する。

令和6年6月10日提出。山北町長 湯川 裕司。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 企画総務課長。

企 画 総 務 課 長 それでは、報告第7号 令和5年度山北町土地開発公社事業報告及び決算報告について、御説明させていただきます。

なお、これから御説明する事業報告及び決算報告については、5月24日に開催しました町土地開発公社理事会において承認されたものでございます。

1ページを御覧いただきたいと思います。

令和5年度山北町土地開発公社事業報告書について、御説明いたします。

初めに、1の事業概要でございますが、1点目として、高松地区の土砂撤去や土砂流出防止柵の設置及び都夫良野地区のナラ枯れ伐採を行うなど、用地の管理に努めました。

2点目として、公社の資産活用事業として国債による運用を図りました。

次に、2の庶務事項でございますが、(1)の理事会議決事項につきましては、議案第1号の令和4年度事業報告及び決算認定から議案4号の令和6年度事業計画及び予算まで四つの議案について、理事会で議決をされました。

(2)の登記事項につきましては、土地開発公社の理事の変更届ございまして、令和6年1月18日に登記を完了しております。

(3)の役員に関する事項でございますが、理事1名就任となっております。役員は計12名という状況でございます。

次に、2ページを御覧いただきたいと思います。

令和５年度山北町土地開発公社貸借対照表について、御説明申し上げます。

初めに、資産の部でございますが、Ⅰの流動資産といたしまして、現金及び預金から未収収益まで流動資産の合計は５億５,４３４万３,８７４円でございます。

次に、Ⅱの固定資産でございますが、投資その他の資産として、投資有価証券から長期事業未収金まで、投資その他の資産合計及び固定資産合計は２億４,０１８万１,８１４円で、資産合計といたしましては７億９,４５２万５,６８８円でございます。

次に、負債の部でございますが、Ⅰの流動負債につきましては、短期借入金と前受収益で、流動負債合計は２億７,１７６万４４２円でございます。

次に、Ⅱの固定負債といたしまして、預かり保証金１２０万円でございまして負債の合計としましては、２億７,２９６万４４２円でございます。

次に、資本の部でございますが、Ⅰの資本金については基本財産が１００万円、次にⅡの準備金につきましては、前期繰越給付金は５億１８万６,７０９円で当期純利益は２,０３７万８,５３７円でございます。

そして、準備金合計といたしまして５億２,０５６万５,２４６円となりまして、資本合計として、先ほどの資本金１００万円を加えまして５億２,１５６万５,２４６円となり、負債資本合計の合計といたしましては７億９,４５２万５,６８８円でございます。

次に、３ページを御覧いただきたいと思います。

令和５年度山北町土地開発公社損益計算書について、御説明申し上げます。

初めに、Ⅰの事業収益といたしまして、土地造成事業収益から補助金等収益まで事業総収益の合計は２,２６７万９,６０２円でございます。

次に、Ⅱの販売費及び一般管理費については２８５万６４２円で、事業利益といたしまして１,９８２万８,９６０円でございます。

次に、Ⅲの事業外収益については受取利息と有価証券利息で、事業外収益合計は６９万６,４７８円でございます。

次に、Ⅳの事業外費用については支払利息が１４万６,９０１円でございます、経常利益といたしましては２,０３７万８,５３７円でございます。

令和５年度の経常的な事業活動の収支は、２,０３７万８,５３７円の当期純利益となります。

次に、4ページをお願いいたします。

令和5年度山北町土地開発公社キャッシュ・フロー計算書でございます。

このキャッシュ・フロー計算書はこれまで説明しました貸借対照表、損益計算書のうち、1年間の現金の収支の流れについて示したものでございますので、後ほどお目通しいただければと思います。

また、5ページ以降につきましては、これまで説明した内容に係る土地開発公社整備基準要綱に基づく附属明細表でございますので、こちらについても後ほどお目通しをお願いいたします。

説明については以上でございます。

議 長 報告ではありますが、報告第7号について、質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんでしょうか。

御異議ないので、報告第7号については終わりにいたします。

日程第11、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

この件につきましては、議会閉会中の調査活動として、別紙のとおり議員を派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長 御異議がないので、別紙のとおり議員を派遣することにいたします。

なお、閉会中変更があった場合は議長にお任せ願いたいと思います。

日程第12、閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。

議会運営委員長、総務環境常任委員長、福祉教育常任委員長から会議規則第75条の規定によりお手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りします。

申出のとおり、閉会中の継続調査することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長 御異議がないので、申出書のとおり閉会中の継続調査することに決定いたしました。

以上をもちまして、全日程を終了しましたので、令和6年第2回山北町議会定例会を閉会いたします。

この後、午後 1 時より全員協議会を開催いたしますので、401会議室にお
集まりください。 (午前11時56分)